

# 中野市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成 19 年 11 月 15 日 木曜日 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 31 号会議室
- 3 出席者 (委員) 宮寄 三雄、西川 詔男、小野すみ子、  
古川 忍、畔上 雅光、高野 秀樹、  
湯本 安茂、小林 昭男、須藤 虎夫、  
神田 明光、小林 貞夫  
(計 11 名)
- (欠席委員) 原 信重、原 楫、丸谷 和洋、鈴木 章彦、  
仲田 正幸  
(計 5 名)
- (市) 高木健康福祉部長  
清水福祉課長  
下田課長補佐兼国保医療係長  
佐藤課長補佐兼福祉係長  
野村主査 (計 5 名)

## 1 開 会 午後1時30分

課 長 本日の出席委員数を御報告いたします。  
委員総数16名中11名の出席を頂いております。  
中野市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、委員の半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。

部 長 ただ今の報告のとおり、本日の会議は成立しております。  
ただ今から、中野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。  
最初に、会長からあいさつを申し上げます。

## 2 あいさつ

会 長 お礼、あいさつを述べる。  
(前回に引き続いて質疑、討論等をお願いし、意思統一したい)

部 長 本協議会の議長については、協議会規則第7条第2項の規定により「会長が務める」と定められております。  
以後は、宮寄会長に議長をお願いします。

会 長 協議会規則により、次第に沿って以後の進行を務めます。

## 3 議事録署名人指名

会 長 最初に、本日の協議会の議事録署名人を指名いたします。  
「公益を代表する委員」から、小野すみ江 委員さん

「被保険者を代表する委員」から、湯本安茂 委員さん  
以上2名にお願いいたします。

#### 4 審議事項

##### (1) 中野市国民健康保険税率の改定について

会 長 それでは、会議次第に沿って会議を進めます。

審議事項「(1)中野市国民健康保険税率の改定について」を議題に  
します。

何か事務局で補足説明がありましたらお願いします。

課 長 特にありません。また、皆様からのご質問はございませんでした。

会 長 事務局から補足説明はないようですので皆様方からご意見を頂だ  
いしたいと思います。

ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

会 長 前回のように、わかりやすい資料があればというご意見については  
何かありますか。

課 長 前回お配りしたものでと考えています。

委 員 いただいた資料でも、平成17年、18年と滞納者も増えてきている  
のではないかと思うが、今回の税率アップによって滞納者が更に増え  
るのではないかと考えられるのですが、それについて事務局の考えを  
お聞きしたい。

課 長 平成17年のご審議のときからのご指摘をいただいておりますが、

税率を上げ、税金があがることによって収納率が下がってしまったのでは元も子もないというご指摘をいただいております。収納率のアップにつきましては、税務課が中心となりますが、特別滞納整理等実施しております。また、税全体のことでもありますが、公金の収納率を上げるために新たにコンビニでのコンビニ納税ができるように今準備を進めているところであります。国保税が税としては20年度の第一期納期到来が7月で一番遅い状態です。他の市税のほうは4月からのため、準備が間に合わないということで、7月納期の国保税に関してはコンビニ等での納税ができるように、金融機関や市役所に出かけてこなくてもコンビニ等で納税をしていただく制度も新たに設けました。そのようなことから収納率のアップにつながるような取り組みや、また、それ以上のことがあれば研究していき実施をしてまいりたいと考えております。

委員 今日で3回目の会議ということで、少しずつわかってきましたけれども、主婦としてこの値上げの場に居るとするのはとても心苦しく思っております。でも、財源のないということで値上げは仕方がないなと思っておりますけど、ただ単純に考えて、私たちが健康でお医者さんにかからなければ、赤字にはならないのでしょうか。

課長 国民健康保険につきましては、医療費や介護保険等の負担をみんなということになっています。極端な例であります但し医療費が下がればそれに応じて国保の税率、負担についても必然的に下がってきます。後で申し上げますが、後期高齢者の制度が平成20年4月からスタートします。現在、国保に加入している高齢者についても保険制度が別になります。したがって高齢者についての税率は国保の動きと別に動いていくと思います。いずれにいたしましても、皆さんが健康ですごせれば比例して国保税についても下がってくるように思います。

係 長 補足しますと、通常お医者さんにかかる窓口で3割負担して残りは国民健康保険から出ているのが状況です。市の給付につきましては、給付した約半分が国や県の補助金が入ってきます。残りについて、皆さんにお願いしている国民健康保険税を財源としています。ですから医療費が下がってくれば、当然、約半分は皆さんにお願いしていますので、医療費が少なくなれば保険税も下がるというシステムになっています。

委 員 20年の4月からですか後期高齢者の医療制度が施行するわけですが、そのなかで年金から差し引くということですね。その中で20万円以上の年金から差し引くとなると高齢者に対して残りが少なくなるということになりますが、その点についてどのようにお考えになっていますか。

係 長 後期高齢者医療制度につきましては、今まで中野市の国民健康保険と老人保健の両方に加入しておりましたが、中野市の国民健康保険から抜けて、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度となります。後期高齢者医療制度は医療費の約1割を保険料という形で負担していただき、残りについては公費が5割で、4割が国保や社会保険などの各保険から負担する制度となっています。その中の1割を負担する保険料部分について、年金のほうから特別徴収するとなっています。ただし、年金の額が年額18万以下の方については、普通徴収という形で直接収めていただくという制度になっています。現在、年金からの特別徴収は、介護保険も65歳以上の方については年金から引いておりますので、その額と合算した額が年金の2分の1を超えるような場合については、特別徴収をしないということになりますので、過度な負担にならないような形で行なわれます。後期高齢者医療について

は、長野県の広域連合が実施しておりまして、保険料もこの27日に広域の議会で決めるということは聞いておりますので、その中で負担にならないよう決めていくのではないかと思います。

委員 それもわかるのですが、国民年金や厚生年金で80万円近くやそれ以上もらっている人はまだいいのだが、80から90歳ぐらいの方はそれほどもらっていない。20万や30万円程度、6万5千円といった、長野県の場合は、それだけとられれば残り少なくなるのがきがりである。

係長 先ほどの6万円を納めるという額ですが、低所得者に対する軽減する前の額でありまして、実際は所得の段階に応じて7割、5割、2割の軽減がされます。所得がほとんどない方については、6万円の3割分だけ負担していただく形になりますので、お年寄り全員が同じ額ということにはならないと聞いていますのでよろしくをお願いします。

会長 後期高齢者医療制度については、今日の議題の中に含まれていますので、その他については説明を受けた後でご意見ご質問等を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ご意見等も止まっておりますけれども、前回の改定についての原案どおりとしてよろしいでしょうか。

ご意見いただければと思います。

副会長 私も、諮問どおり改定することに賛成であります。ただ、改定に当たっては、当初から国民健康保険事業の健全運営から改定をしているわけで、改定に向けてある程度健全な運営ができるという数値を示しての改定でありますので、それらを十分留意をして、今後とも中長

期的な健全運営に配慮した努力をしていくという、付帯意見を付けて諮問どおりとするというようにお願いしたい。

会 長 ありがとうございます。

健全運営に努力していただくそのようなことを要望しながら諮問のあったものに付け加えるといったご意見がございました。

いかがでしょうか。

係 長 先ほど滞納の状況のご質問がありましたが、資料はございませんが滞納繰越金の決算の状況を説明させていただきます。平成18年度決算で滞納額が3億3千万円ほどあります。5千3百万円ほど収入となっています。収納率については、16.12%、前年17年度が15.67%でしたので、若干あがっている状況です。

会 長 ただいま、滞納の関係で説明がございました。

今のこと、また先ほどらいの改定のご意見等がありましたらお願いします。

特にご発言がないようでございますので、諮問ありました原案どおりとしてよろしいでしょうか。

諮問のあった国保税の改定について原案どおり認める方は、拍手をお願いします。

(全員の拍手)

全員の拍手をいただきました。

協議会としては、原案に国保会計の健全な運営にいつそう努力するという付帯意見を付けて答申していきたいと思いますがよろしいで

しょうか。

特にご異議がございませんので付帯意見を付けて答申していきたいと思ひます。

原案どおり認めていただきましたので、決定をさせていただきますして、審議事項「(1)中野市国民健康保険税率の改定について」は終了いたします。

続きまして5その他「(1)後期高齢者医療制度について」の説明をしていただきたいと思ひます。

係 長 (資料により説明する。)

会 長 説明の質問に入る前に、答申について皆様におはかりしなかつたことがあり、たいへん申し訳なかつたと思ひます。

答申書の作成については、正副会長に一任を願えればと思ひますが、ご意見いかがでしょう。

(異議なしとの声)

正副会長で市長に答申したいと思ひます。

課 長 資料の3ページから特定健診・特定保健指導の制度があります。

国保の会計を将来にわたって圧迫しないように、新しい制度でございしますので、この制度について説明させていただきます。

係 長 (特定健診について資料により説明する。)

会 長 質問等ございましたら、ご発言をしていただきたいと思ひます。

委 員 市からは、時期が来ると何か通知等があるのですか。

20年の4月からのスタートだともうすぐだと思ひのですが。



係 長 後期高齢者医療制度につきましては、長野県の広域連合の議会で保険料が決まった段階で、1月ごろを目途に、広報なかののに折込のパンフレットを作ることで掲載する予定です。

委 員 ちなみに、対象者は何名ぐらいですか。中野市で。

係 長 老人医療の対象者が約6千人。

副会長 現役並の所得とあるが、どのぐらいを想定しているのか。

係 長 控除後の課税所得が年額145万円以上の方が現役並の所得者です。  
同一世帯に同様が居た場合は、年収が520万円以上。  
この額については、現在も国保で70歳以上の場合も同じ金額を使っています。

会 長 他にありましたらお願いします。

特にないようでございますので、「後期高齢者医療制度について」は終わらせていただきます。

その他で他にありますか。

係 長 (連絡事項：研修会への参加依頼)

会 長 ご質問がありましたらお願いします。(なし)

皆さんの御協力が無事に終了させていただきますこと、心から御礼

申し上げます。

部 長 それでは、以上をもちまして、本日の中野市国民健康保険運営協議  
会を閉会いたします。

午後2時10分